

The Women's Studies Association of Japan

発行 日本女性学会
事務局 〒272-0023
千葉県市川市南八幡1-16-24
FAX 047-370-5051
E-mail toiwase@joseigakkai-jp.org
ウェブサイト
http://joseigakkai-jp.org/
頒価 一部 300円

学会ニュース

日本女性学会
第139号 2017年2月

目次

次回大会予告	1	会員の著書紹介	4
個人研究発表・ワークショップ募集について	1	会員の著書紹介募集	4
大会シンポジウム趣旨	2	日本女性学会2017年度	
研究会のご案内	3	「少額研究活動支援」対象者募集	4
会員主催研究会のお知らせ	3	会費納入のお願い	5

次回大会予告

会場：中京大学名古屋キャンパス

愛知県名古屋市昭和区八事本町101-2

■地下鉄「八事」駅（5番出口）より徒歩0分

詳しいアクセスは<http://www.chukyo-u.ac.jp/information/access/h1.html>をご覧ください。

*宿泊は各自で手配して下さい。

名古屋市中心部、「伏見」、「栄」、「久屋大通」駅、もしくは「名古屋」駅周辺のホテルが便利です。

大会シンポジウム

暴力・家族をめぐる政策の展開と社会的変容——ジェンダーの視点から

大会日程（予定）

1日目 6月17日（土）13時～16時30分（予定）

大会シンポジウム、その後総会、懇親会

2日目 6月18日（日）9時30分～15時（予定 昼食休憩を1時間ほど含みます）

個人研究発表、パネル報告、ワークショップ

個人研究発表・パネル報告・ワークショップ募集について

タイトルと発表の概要（200字程度）・発表のカテゴリー（個人研究発表、パネル報告、ワークショップのいずれか）・発表時に使用する機材（希望にそえない場合もあります）を記載して**3月10日（金）24時まで**に、ニュースレター担当の西倉実季・堀江有里までメールでお知らせください。**受信トラブルを避けるため、兩名にお送り願います。**

ワークショップは、参加者との共同作業でテーマを発展させていく取り組みであり、個人研究発表とは性格の異なるものです。原則として複数の発表者がひとつの分科会全体（2時間程度）を担当していただきます。

個人研究発表はひとつの分科会で3、4人の方に発表をしていただきます。この組み合わせは通常応募状況によって幹事会で決め、司会も幹事会から出しますが、あらかじめ共通テーマの方々3名以上が集まり、共同でパ

ネル報告に応募していただくことも可能です。その場合、公平な各発表時間の配分と質問の時間を十分とることに留意いただき、テーマ、時間配分、司会者などを申込者が決めてからご応募ください。

発表の概要については、例年、大幅に超過している方が見受けられます。**200字程度に収まっているか、必ずご確認ください。**

■大学院生、非常勤講師等への旅費補助について

ワークショップ、個人研究発表をされる方で、学生、院生、OD等、常勤職についておられない方には、学会より旅費の補助を行います（総額10万円を人数と距離に応じて配分しますので、補助金額は未定です）。希望される方は、発表申込の際に、「旅費補助希望」と明記してください。

■大会におけるバリアフリー対応

大会におけるバリアフリー対応（手話通訳、文字通訳、配布物拡大コピー希望など）のご要望をおよせください。3月10日（金）までに、庶務担当の小川真理子へお問い合わせいたします。保育のご要望については、次号で詳細をご覧ください。

2017年度大会シンポジウム趣旨

暴力・家族をめぐる政策の展開と社会的変容——ジェンダーの視点から

シンポジスト：北仲千里、遠藤智子、千田有紀

進行：戒能民江

趣旨説明

1980年代後半以降、不十分ながら、日本でもセクハラ、DV、性暴力問題への取り組みが行われ、法律制定に伴う体制が整備されたことで、状況の改善や、人々の認識や態度の変容をもたらした側面もみられる。しかしその一方で、DV、セクハラ、性暴力対策の内実は極めて不十分であり、グローバルなスタンダードからは、かなり遅れていると言わざるを得ない。日本ではむしろ、「DV冤罪」論などのバックラッシュが国会などではかなり影響力を持っており、抜本的な問題解決が難しい状況にある。

他方、1907年に定められた時代遅れの日本の刑法性犯罪規定が、100年の時を経て、ようやく改正されようとしている。今回の刑法改正では、強姦罪の「暴行脅迫」要件の緩和など、ジェンダーやセクシュアリティをめぐる重要な論点については改正に含まれず、残念ながら、不十分な改正にとどまる見通しである。また、刑法改正と車の両輪をなすべき、「性暴力被害者支援法」制定の動きも不透明である。

さらに、「DV冤罪論」バックラッシュと同根のところから発している、別居・離婚後の親子の面会交流を強制しようという動きや、国が企業や大学に婚活をさせようという政策の提示、さらには、旧い家族関係を復活させ、個人の権利を否定しようというような憲法改正の動きがみられる。いずれも、課題の解決のために本来、必要な対策の（検討と）実現という視点に欠けるだけでは

なく、この間、築きあげられてきた一定の成果への影響が危惧される。

そこで、今回のシンポジウムでは、このような動きがどのような問題をかかえているのか、その社会的背景を含めて、3つの報告を通じて議論を深めていきたい。

1. 日本のDVや性暴力に関して、どのような「ポジティブな到達点」があるのか、そして、現状の課題は何か、法制度や政策についても触れるが、法学的な議論というよりは、社会全体の変化をも視野に入れて、検討する。
2. いわゆる「抵抗勢力」の法制定を目指す動きの特徴と背景について、分析する。
3. 「面会交流強制法」の動きなどに絡んだ、家族をめぐる議論を中心に、SNS上のバックラッシュなどについても考察する。

報告者として、まず、DVやセクハラ、性暴力問題について社会学の立場から研究に取り組むとともに、被害者支援の現場で実践を積み重ねてきた北仲千里さんに、日本の性暴力やDV政策の到達点および、新たな動向の社会的意味について報告していただく。次に、DV法改正など、長らくロビー活動で中心的役割を担ってきた遠藤智子さんから、いわゆる「抵抗勢力」と政策形成との関連について、ご報告いただく。最後に、家族社会学の観点からの調査研究を踏まえて、最近の立法動向に特徴的な家族をめぐる議論について、千田有紀さんにお話しいただく。

研究会のご案内 2017年度大会シンポジウム プレ研究会

大会シンポジウムのシンポジストにおいでいただき、シンポジウムに向けた準備の研究会を開催します。どなたでも参加できます。資料等準備の都合上、参加希望者はなるべく事前に研究会担当幹事までメールでご連絡ください。

暴力・家族をめぐる政策の展開と社会的変容——ジェンダーの視点から

シンポジスト：北仲千里、遠藤智子、千田有紀

日時：2017年3月18日(土) 13時～15時

場所：大正大学 2号館5階252教室

所在地：東京都豊島区西巣鴨3-20-1

■都営地下鉄三田線……「西巣鴨」駅より徒歩2分

■JR埼京線……「板橋」駅東口より徒歩10分

■都電荒川線……「庚申塚」駅または「新庚申塚」駅より徒歩7分

詳しいアクセスは、https://www.tais.ac.jp/utility/access_map/ をご覧ください。

研究会担当 渋谷典子

会員主催研究会のお知らせ 研究会のテーマ：新自由主義の両義性と女性

現政権が日本経済における課題の一つとして掲げる「女性の活躍推進」だが、新自由主義的政策の下で展開する「女性の活躍推進」は、ジェンダー平等な社会につながるのか。新自由主義はフェミニズムと親和性があり女性の活躍を応援するが、同時に女性の低賃金雇用も進め、女性の格差を広げている—このような新自由主義の両義性の下で女性の労働・活動がどのような影響を受けているのか。

このたび、講師に伊田久美子氏、堅田香緒里氏を招聘し、2016年7月に開催された日本フェミニスト経済学会における共通論題「新自由主義とNPO」の議論をさらに深め、フェミニズムが新自由主義に収斂されない方策とは何かを探る研究会を開催します。ご参加をお待ちしています。

講師：伊田久美子（大阪府立大学教員）、堅田香緒里（法政大学教員）

日時：2017年3月20日（月・祝）13時～16時

場所：なごや人権啓発センター ソレイユプラザなごや 研修室

参加費：1,000円（資料代含む）

連絡先：sankaku@basil.ocn.ne.jp

会員著書紹介

- 速水ユウ（速水裕子）『認知症介護ラプソディ』メディカルパブリッシャー、2016年
- 新・フェミニズム批評の会『昭和前期女性文学論』翰林書房、2016年
- 川橋範子・小松加代子編『宗教とジェンダーのポリテイクス——フェミニスト人類学のまなざし』昭和堂、2016年
- 早川紀代・江刺昭子編『原爆と原発、その先——女性たちの比較の実践と思想』御茶の水書房、2016年
- 林葉子『性を管理する帝国——公娼制度下の「衛生」問題と廃娼運動』大阪大学出版会、2017年

会員の著書紹介募集

以下のルールで会員のみなさまの著書を紹介します。掲載ご希望の方は、ニュースレター担当者までご連絡ください。

- ・ 会員が執筆・編集している単行本（分担執筆含む、雑誌をのぞく）
- ・ 1年以内の発行物
- ・ ご本人の申し出があったもの
- ・ 寄贈は条件としない
- ・ 寄贈いただいたもので会員の著作と判明したもの

ニュースレター担当：西倉実季

日本女性学会 2017年度 「少額研究活動支援」対象者募集のお知らせ

日本女性学会では、常勤ないし正規雇用契約をもたず、研究財源の確保に困難をかかえている会員の研究活動を支援することを目的に、「少額研究活動支援」を創設しました（2011年度総会承認）。要件に該当する会員を対象に、研究活動支援金を支給します。下記の通り、2017年度の支給対象者を募集します。ささやかな活動ですが、ぜひ活用ください。

記

内 容 対象者の日本女性学会の趣旨に沿った活動に対し、1人あたり3万円の研究活動支援金を支給する

対 象 2017年度4月1日以降に常勤ないし正規雇用契約をもたない会員10名

応募要件

- (1) 前年度までの会費が納入されていること
- (2) 日本女性学会会員の会費区分6000円の者
- (3) 常勤ないし正規雇用契約下でないこと
- (4) 日本学術振興会特別研究員でないこと

ただし、本研究活動支援金の支給は一人あたり3回までとする

応募方法 日本女性学会ウェブサイトにも備える応募用紙により日本女性学会事務局宛郵送

応募締切 2017年4月28日（金）着分まで

詳細および様式 日本女性学会ウェブサイト「助成」のページ

<http://joseigakkai.jp.org/%e5%8a%a9%e6%88%90/193-2/>

会費納入のお願い

- 2016年度の会費が未納の方は、どうぞお早めにお支払いください。会費納入のお願いと払込用紙はすでに送付しております。払込用紙をなくされた方は、郵便局備え付けの払込用紙をご利用のうえ、下記の納入先までお振込みください。

ゆうちょ銀行 振替口座

口座記号番号 00890-6-31306

加入者名 日本女性学会

- 日本女性学会の会費は年収スライド制（自己申告・税込み・該当年度予定収入）をとっております。
 - ・ 400万円未満（無職・学生含む）：6,000円
 - ・ 400～600万円未満：8,000円
 - ・ 600万円以上：10,000円
- 3年以上会費を滞納されている方は退会とみなされます（日本女性学会幹事改選選挙実施規定第4条（3））。複数年滞納されている方は、過不足なくお支払いいただくためにもご自身の納入状況を事務局にご確認のうえ、どうか早急にお支払いください。
- 学会の運営は会員のみなさんの会費によって成り立っております。重ねてのご協力をお願いいたします。

学会ニュース発行についてのお知らせ ～贈呈させていただいている女性センター等の皆様へ～

学会ニュースは、春、秋、冬の年3回発行しておりますが、秋および冬発行の号は学会のウェブサイトに掲載することとし、紙媒体の贈呈は行わないことになりました（春発行の号は、これまで通り贈呈させていただきます）。会員限定情報を省いた版を下記のサイトに掲載しておりますので、ぜひご覧ください（パスワードは不要です）。

<http://joseigakkai-jp.org/category/nl/>